都市農地の貸借の円滑化に関する法律案新旧対照条文目次

	_
市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号):::
(附則第四条関係) 2	(附則第三条関係) 1

大学					備	別	
正町村が処理することとされている事務 では第二項を第一項及び第三項の規定により が決第二項を第一項及び第三項の規定により が大第一項及び第二項並びに準用特定農地貸 では、第一項及び第二項並びに第九 の意義及び字句の意味によるものとする。 本はにおける用語の意義及び字句の意味に は、律 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地	号 年 法律 (平成 関 質 が 成 り の 段	(略)		律における用	考 この表の下欄	表第一 第一号法	
現	町村が処理することとされている事法第三条第一項及び第三項がに準用特定農二項、第七条、第八条第三項並びに四条第一項、第五条、第六条第一項	(略)		の意義及び字句の意味によるものとす	用語の意義及び字句の意味は、上欄	受託事務(第二条関	正
現 現 行	り 貸 九 び	(略)		法律における	る 備考 この表の下	表第一 第一号	
		(略)	事	語の意義及び字句の意味に	の用語の意義及び字句の意	定受託事務(第二条関	

一 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)(附則第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

	(農地法等の特例) 「農地法等の特例)の承認を受けたものとみます。 「農地法等の特例) 「農地法等の特例) 「農地法等の特例) 「農地法等の特例)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
2 · 3 (略)	承認を受けたものとみなす。農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項のは、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付けにつき特定項第一号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者第十一条 第七条第一項又は第五項の規定による認定が第二条第二(農地法等の特例)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	現行